

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立西新宿シニア活動館における受付及び案内業務（一部）の委託について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

## 事業の概要

事業名	新宿区立西新宿シニア活動館における受付及び案内業務									
担当課	高齢者福祉課									
目的	新宿区立西新宿シニア活動館（以下「活動館」という。）の開設にあたり、受付及び案内業務の一部を委託することにより、活動館の運営の効率化を図る。									
対象者	<p>1 受付業務 活動館の利用者及び活動館を活用した事業の利用者</p> <p>2 案内業務 活動館の見学者</p>									
事業内容	<p>平成 25 年 6 月 1 日に開設する予定の活動館に係る指定管理者制度の導入については、平成 24 年度第 2 回本審議会において報告し、了承を受けている（なお、当該報告事項では、指定管理の開始時期を「25 年 4 月 1 日」としていたが、当該施設の開設が、2 か月間延伸することとなった。）。</p> <p>活動館の開設にあたり、管理運営の効率化を図るため、受付及び案内業務の一部を社団法人新宿区シルバー人材センターに委託する。受付及び案内業務の一部は、主に午後 6 時以降において行われる次に掲げる業務をいう。</p> <p>1 施設の設置目的に関する事業の受付、案内業務</p> <p>2 施設の団体登録、利用申請に関する受付、案内業務</p> <p>3 上記 2 のほか、施設及び設備の利用に関する案内業務</p> <p>※ 多忙期においては、上記業務を、通常の開館時間（午前 9 時から午後 6 時まで）において行う場合がある。</p> <p>※ 対象者数（参考値）（平成 23 年度西新宿ことぶき館）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">① 夜間（延）利用実績</td> <td style="text-align: center;">4 3 団体</td> <td style="text-align: center;">4 5 5 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 全日（延）利用実績</td> <td style="text-align: center;">2 2 4 団体</td> <td style="text-align: center;">3, 0 6 3 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 個人（延）利用実績（全日のみ）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">9, 1 1 7 人</td> </tr> </table>	① 夜間（延）利用実績	4 3 団体	4 5 5 人	② 全日（延）利用実績	2 2 4 団体	3, 0 6 3 人	③ 個人（延）利用実績（全日のみ）		9, 1 1 7 人
① 夜間（延）利用実績	4 3 団体	4 5 5 人								
② 全日（延）利用実績	2 2 4 団体	3, 0 6 3 人								
③ 個人（延）利用実績（全日のみ）		9, 1 1 7 人								

## 件名 新宿区立西新宿シニア活動館における受付及び案内業務(一部)の委託 について

保有課(担当課)	高齢者福祉課
登録業務の名称	新宿区立西新宿シニア活動館受付及び案内業務
委託先(指定管理者)	(指定管理者) 社会福祉法人奉優会 (委託先) 社団法人新宿区シルバー人材センター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【利用者に係る次に掲げる情報項目】 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、緊急連絡先(住所、氏名、電話番号、続柄) 【見学者に係る次に掲げる情報項目】 氏名、住所、電話番号、FAX番号、緊急連絡先(住所、氏名、電話番号、続柄)
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	受付及び案内業務の一部を社団法人新宿区シルバー人材センターに委託することにより、活動館の管理運営の効率化を図る。
委託の内容	主に午後6時以降において行われる次に掲げる業務をいう。ただし、多忙期においては、上記業務を、通常の開館時間(午前9時から午後6時まで)において行う場合がある。 1 施設の設置目的に関する事業の受付、案内業務 2 施設の団体登録、利用申請に関する受付、案内業務 3 上記2のほか、施設及び設備の利用に関する案内業務
委託の開始時期及び期限	平成25年6月1日から平成30年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	(指定管理者) 協定書に別紙「特記事項(別紙1及び2)」を付す。 (委託先) 指定管理者が委託先と締結する委託契約書に別紙「特記事項(別紙2)」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	(指定管理者) 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 (委託先) 1 委託先が取扱う個人情報の業務は、活動館内のみ取り扱うこととする。 2 委託先は、指定管理者及び委託先が保管する個人情報の複製及び持出しを行わないこととする。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 新宿区情報公開条例第 20 条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。
  - (2) 新宿区個人情報保護条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

### (適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (委託の制限)

- 8 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 9 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「委託先」という。）に対して、

当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

(1) 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

(2) 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

10 甲は、必要に応じて直接委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

11 乙は、委託先との契約書に別紙指定管理者の委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

#### **（個人情報の取扱いに関する苦情への対応）**

12 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

#### **（個人情報の引渡義務等）**

13 乙は、指定が終了した場合は、業務に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

#### **（業務に関する報告）**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **（監査）**

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **（従業員に対する教育）**

16 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **（事故発生時等における報告）**

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **（公表）**

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

#### **（損害の賠償）**

19 乙は、第 1 項から第 17 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
  - (1) 甲 新宿区長
  - (2) 乙 指定管理者
  - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

### (秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

### (適正な管理)

- 8 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (委託の制限)

9 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

**(個人情報の取扱いに関する苦情への対応)**

10 丙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

**(個人情報の引渡義務等)**

11 丙は、この契約が終了した場合は、業務に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに乙に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

**(業務に関する報告)**

12 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

13 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従業員に対する教育)**

14 丙は、丙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

15 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(甲の報告要求、調査及び指導)**

16 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

**(公表)**

17 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

18 丙は、第1項から第15項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。